佐賀県療育支援センター　児童発達支援センター　くすのみ園

「保育所等訪問支援事業」のご紹介

幼稚園・保育園・小学校に通っているけれど、
「集団生活が苦手・・・」「身辺自立の面で不安がある・・・」
「お友だちと仲良く出来ているかな・・・」などのご不安はありませんか？
くすのみ園の保育所等訪問支援事業では、お子様が通われている保育園・幼稚園・小学校などに訪問支援員が直接出向いて支援を行います。

目　的

保育園・幼稚園・小学校・児童養護施設などに訪問支援員が出向き、お子さまが集団生活の中で安定した生活を送ることができるよう支援を行います。

対　象

保育園・幼稚園・小学校に通われている、または児童養護施設などで集団生活をされている、２歳から小学生低学年くらいまでの、受給者証(保育所等訪問支援)をお持ちのお子さま。

実施日時

月曜日～金曜日　９：００～１６：００
※３０分～１時間程度の行動観察と３０分程度の訪問先スタッフとの懇談。
※訪問後は、保護者の方へお電話で報告をいたします。
※訪問日時についてはあらかじめ保護者の方の希望をお聞きし、くすのみ園と訪問先で調整し決定します。

提供回数

おおよそ３か月を目安に月２回まで実施します。（３か月×２回）
お子さまの状態に応じて期間を延長することができます。

支援内容

お子様や保護者の方のニーズに沿って、くすのみ園（児童発達支援事業）で実施している発達支援を基本に支援を行います。お子さまへの直接支援及び訪問先スタッフに対しての療育技術支援を行います。

スタッフ

管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員（児童指導員、保育士、言語聴覚士、心理判定員、理学療法士、作業療法士など）

費用

保育所等訪問支援は障害児給付費の対象となります。
受給者証を取得して保育所等訪問支援を利用すると、利用料の９割が国や自治体から給付されるため、１割を利用者が負担します。
保育所等訪問支援を利用した１回ごとにサービス費を負担しますが、前年度の所得によって１カ月に保護者が負担する上限は設定されているため、その金額以上の負担はありません。
なお、就学前障害児の発達支援の無償化の対象となっておりますので、３歳児～５歳児のお子さまは無料となります。

※佐賀市・神埼市・多久市・小城市・吉野ケ里町以外にお住いの場合は、佐賀県管理規則第１２条に基づき佐賀県旅費規定に準じ算定した額を、交通費としてご負担いただきます。

利用開始までの流れ

① 保護者の方が担当の相談支援専門員または市町の障害福祉窓口に相談します。
② 保護者の方がくすのみ園へ利用の申請を行います。
③ 相談支援事業所が「障害児支援利用計画」の作成を行い、市町から受給者証が発行されます。
④ 保護者の方とくすのみ園が契約をし、支援のためのアセスメントを行います。
⑤ くすのみ園が「個別支援計画書」の作成及び説明を行い、支援開始となります。

【お問い合わせ先】
電話： 0952‐62‐2190
担当： 研修・療育課　児童発達支援係